

岩手県告示第1号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 国道4号（奥州市水沢区真城から奥州市佐倉河地内まで）
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年11月21日から平成29年3月24日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び地形測量）